

新潟市戸籍法施行規則により市町村長が適当と認める書類等に関する要領

(目 的)

第1条 この要領は、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）により市町村長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、規定により区長と読み替える規定がある場合は区長。以下同じ。）が適当と認める書類及び方法について必要な事項を定めるものとする。

（現に請求等の任に当たっている者を特定する方法）

第2条 規則第11条の2第2号イ（規則第11条の5、第52条の2及び第53条の2において準用する場合を含む。）に規定する市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 規則第11条の2第1号に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
 - (2) 規則第11条の2第2号イに掲げる保険の被保険者資格証明書
 - (3) 雇用保険被保険者証
 - (4) 自衛官診療証
 - (5) 生活保護受給者証
 - (6) 後期高齢者医療保険の被保険者証
 - (7) 前各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が別に定めるもの
- 2 規則第11条の2第2号ロ（規則第11条の5、第52条の2及び第53条の2において準用する場合を含む。）に規定する市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類は、市長が別に定めるものとする。
- 3 規則第11条の2第3号（規則第11条の5及び第52条の2において準用する場合を含む。）に規定する市町村長が現に請求の任に当たっている者を特定するために適当と認める方法は、法第10条第1項に規定する者からの請求にあっては、本人確認票（別記様式第1号）の提出若しくは本人確認票の提出が困難な場合にあっては聴聞による方法又は規則第11条の2第4号に掲げる方法とし、法第10条の2第1項に規定する者からの請求にあっては、規則第11条の2第4号に掲げる方法とする。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式第1号

この用紙は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちでない方から記入いただき、本人確認の資料とさせていただきます。お客様が知っている情報のうち、請求書等に記載した事項以外の項目を確認項目欄の中に3項目以上ご記入ください。ご協力をお願いします。

本人確認票			
氏名			
住所			
生年月日	年 月 日生		
確認事項は記載のとおりです。			
確認項目	来庁者	戸籍の筆頭者 <small>(戸籍謄本や附票等請求する場合は、記入しないでください。)</small>	
		本籍地 <small>(戸籍謄本や附票等請求する場合は、記入しないでください。)</small>	
		前住所	
		前々住所	
		その他	
	ご家族について	続柄	氏名
			生年月日
			年 月 日生
	その他		
	確認担当	確認方法	
	<input type="checkbox"/> 住基 <input type="checkbox"/> CS <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 電話照会(